民間給与関係(技能労務関係職種)

賃金構造基本統計調査結果の活用について

賃金構造基本統計調査の調査結果から本市技能労務職員と類似する民間企業従業員の給与水準等を把握した。

- 1 賃金構造基本統計調査の概要
 - (1) 調査の実施機関 厚生労働省
 - (2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、 就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにするこ と

- (3) 調査の時期
 - 6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間) について、7月に調査を行う。
- (4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃 (平成27年分は平成28年2月18日公表)

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょを除く。)

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく 16 大産業 [鉱業,採石業,砂利採取業,建設業,製造業,電気・ガス・熱供給・水道業,情報通信業,運輸業,郵便業,卸売業,小売業,金融業,保険業,不動産業,物品賃貸業,学術研究,専門・技術サービス業,宿泊業,飲食サービス業,生活関連サービス業,娯楽業,教育,学習支援業,医療,福祉,複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)]

(3) 事業所

5人以上の常用労働者[※]を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

- ※ 常用労働者とは次の①~③のいずれかに該当するものである。
 - ① 期間を定めずに雇われている労働者
 - ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
 - ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4 月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用雇用労働者 10 人以上を雇用する民営の事業所の常用労働者(短時間労働者は除く)の調査票情報の提供を受けた。

(1) 事業所単位のデータ

【調査事業所数の状況】

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	合計
大阪府内	2,204 所	2,112 所	1,986 所	6,302 所

【主な調査項目】

- ○産業分類番号(大分類、中分類)
- ○企業規模番号
- ○新規学卒者の初任給及び採用人数

(2) 個人単位のデータ

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	合計	
大阪	調査実人員	40,568 人	37,248 人	36,954 人	114,770 人	
府内	母集団復元後	約 182.4 万人	約 161.2 万人	約 162.3 万人	約 505.9 万人	

【主な調査項目】

- ○性別 ○最終学歴 ○年齢 ○勤続年数
- ○雇用形態
 - ※ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分
- ○労働者の種類
 - ※ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、港湾運送業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分
- ○役職番号(部長級、課長級、係長級、非役職等)
 - ※ 企業規模常用労働者 100 人以上の事業所のみ
- ○職種番号
 - ※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に 該当する労働者のデータを除くことにより、公務の技能労務職と類似し ていると認められる「技能労務関係職種」に相当する労働者を限定する ことが可能
- ○きまって支給する現金給与額
 - ※ 通勤手当は分離はできないため、通勤手当を含んだ額で調査
- ○超過労働給与額
- ○前年1年間の賞与、期末手当等特別給与額
- ○復元倍率

○技能労務関係職種について

賃金構造基本統計調査の個人票の「労働者の種類」が「生産」である労働者、役職区分が 「職長」である労働者及び下記の職種区分のうち、「*」を付している職種以外の職種の労働 者について集計した。

職種区分

労働者の種類 生産 *管理·事務·技術

※ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、港湾運送業のみ

~ 役職区分 *非役職者 *課長級 職長級 *部長級 *係長級

※ 企業規模100人以上の事業所のみ

【専門的·技術的関連職業従事者】 【事務関係従事者】 【生產工程· 労務関連従事者】 *化学分析員 *ワープロ・オペレーター 製鋼工 洋裁工 *キーパンチャー 非鉄金属精錬工 *技術士 ミシン縫製工 *一級建築士 *電子計算機オペレーター 鋳物工 製材工 *測量技術者 型鍛造工 木型工 *システム・エンジニア 【販売関連従事者】 鉄鋼熱処理工 家具工 *プログラマー *百貨店店員 圧延伸長工 建具製造工 *自然科学系研究者 *販売店員(百貨店店員 金属検査工 製紙工 を除く) 一般化学工 紙器工 *スーパー店チェッカー 化繊紡糸工 プロセス製版工 *自動車外交販売員 ガラス製品工 オフセット印刷工 *家庭用品外交販売員 陶磁器工 合成樹脂製品成形工 *保険外交員 金属・建築塗装工 旋盤工 フライス盤工 機械製図工 【サービス関連従事者】 金属プレス工 ボイラーエ クレーン運転工 鉄工 洗たく工 板金工 建設機械運転工 調理十 電気めっき工 玉掛け作業員 調理士見習 バフ研磨工 発電・変電工 *給仕従事者 仕上工 雷気工 堀削•発破工 *娯楽接客員 溶接工 機械組立工 型枠大工 【保安関連従事者】 機械検査工 とびエ (ケアマネージャー) 警備員 機械修理工 鉄筋工 重電機器組立工 守衛 大工

*医師 *歯科医師 *獣医師 *薬剤師 *看護師 *准看護師 看護補助者 *診療放射線・診療エックス線技師 *理容・美容師 *臨床検査技師 *理学療法士、作業療法士 *歯科衛生士 *歯科技工士 *栄養士 *保育士(保母·保父) *介護支援専門員 *ホームヘルパー 福祉施設介護員 通信機器組立工 左官 【運輸・通信関連従事者】半導体チップ製造工 配管工 *弁護士 プリント配線工 *公認会計士、税理士 *電車運転士 はつり工 *社会保険労務士 *電車車掌 軽電気機器検査工 土工 *不動産鑑定士 *旅客掛 自動車組立工 港湾荷役作業員 自家用乗用自動車運転者 自動車整備工 *幼稚園教諭 ビル清掃員 *高等学校教員 自家用貨物自動車運転者 パン・洋生菓子 用務員 *大学教授 *タクシー運転者 製造工 *営業用バス運転者 精紡工 *大学准教授 *大学講師 営業用大型貨物自動車運 織布工 *各種学校· 専修学校教員 転者 *個人教師、塾·予備校講師 営業用普通・小型貨物自 *記者 動車運転者 *デザイナー *航空機操縦者 *航空機客室乗務員

民間給与関係(技能労務関係職種)

工場等における生産労働者等の調査について

大阪市の技能労務職員の給与等について検討する際の基礎資料を得るために、平成 28 年 4 月現在の大阪市内における工場等における生産労働者等の民間給与の実態 を調査したものである。

1 調査の目的

工場等における生産労働者等の民間給与水準等の把握を目的とする。

2 調查対象

(1) 地域

大阪市内

(2) 調查対象事業所

製造業等に属する企業規模 1,000 人以上かつ事業所規模が 100 人以上の 工場等 7 事業所。

(3) 調查対象者

主として物の生産が行われている現場、建設作業の現場等の生産部門に おける作業に従事する従業員のうち、雇用期間に定めのない常勤の従業員 (いわゆる正社員)

調査実人員は、2,720人(うち60歳以上2人)である。

3 調査方法

実地調査

4 主な調査項目

前記大阪市技能労務職相当職種民間給与調査に同じ。

5 完了率

上記7事業を対象に実地調査を行った結果、4事業所より回答を得た。 調査完了率は57.1%。

第 17 表 役職別給与額等

賃金構造基本統計調査結果

_													
	役	職	名	調査実人員	平均年齢	平勤年数	平 均 きまって 超過労						
ŕ	戊又	職	者	人 702	歳 42.1	年 18. 7		377	, 711	(365)	, 322)	生産労働者の集団の長として集 内の指揮・監督に当たる者	団
j	毕 後	设 職	战 者	5, 718	39. 5	11.6		267	, 673	(266	, 514)	職長等の役職をもたない者	

- (注) 1. 正社員・正職員数が50人以上の事業所に勤務する、実労働日数が15日以上の一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、技能労務関係職種相当の者を対象とし、平成25年から平成27年までの3年間の調査データで算出した。(第50表、第52表及び第53表において同じ。)
 - 2. 年齢が20歳未満の者、60歳以上の者及び想定最低賃金未満の者については集計から除外した。 (第50表、第52表及び第53表において同じ。)
 - 3. 平均給与月額の() 内の金額は、民間データからスミルノフ・グラブス検定により外れ値を検出し、対象データを集計から除外した金額。(第50表において同じ。)

工場等における生産労働者等の調査結果

						平	均	給	与	月	額	
í	殳 職	名	調 査実人員	平均年齢	平均勤無数		こ支給さ 当を除					備考
役	職	者	人 449	歳 44.3	年 24.7			402,	298	(398	, 984)	従業員の集団の長として集団内の 指揮・監督に当たる者等
非	役 鵈	き者	2, 200	39. 9	19.8			338,	964	(337	, 756)	役職者の指揮・監督の下、集団の 一員として作業を行う者

- (注) 1. 年齢が20歳未満の者、60歳以上の者及び想定最低賃金未満の者については集計から除外した。 (第51表、第54表及び第55表において同じ。)
 - 2. 平均給与月額の() 内の金額は、民間データからスミルノフ・グラブス検定により外れ値を検出し、対象データを集計から除外した金額。(第51表において同じ。)